

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第2回）議事録

■日時 令和3年5月12日（水）午後1時30分～午後2時40分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、袖野委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

北清掃工場建替事業【3回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第2回）

速 記 録

令和3年5月12日（水）

Webによるオンライン会議

(午後 1 時 29 分開会)

○下間アセスメント担当課長 委員の皆様、こんにちは。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 11 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより、令和 3 年度第 2 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は坂本部長が御欠席のため、部会長代理である宮越委員に進行をお願いしております。

また、本日は傍聴の申出がございます。

部会長代理、よろしくをお願いいたします。

○宮越部会長代理 本日、部会長代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宮越部会長代理 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退出されても結構です。

ただいまから第二部会を開催いたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の第 3 回目、その他の事項となります。

○宮越部会長代理 それでは、次第 1 の「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の後、事業者の回答の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

なお、緊急事態宣言が延長されている中、事業者の方にも遠隔参加で出席いただいております。

質疑が終了しましたら、事業者の退席後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと思いますと考えております。皆さん、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から資料の説明をさせていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料1をご覧ください。「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案部会審議質疑応答ということでございます。向かって左側に指摘、質問事項ということで、委員の方からの指摘事項と質問事項が書いてあります。右側には、そのときに関しての事業者の説明等が書いてございます。1回目が3月16日、2回目が4月23日となっております。今回は3回目ということでございますので、前回の部会に関して質疑応答について事業者側からの回答については事務局から御説明させていただきます。それ以外、前回の質疑において回答が保留等になっていた事項については、今回改めて事業者から回答を頂いたので、事業者の方から頂いた回答事項について、それぞれご説明をお願いしております。

それでは、前回の質疑について、こちらで説明させていただきます。

前回のことについては、まず「騒音・振動」の3番のところをご覧ください。指摘事項としましては、音源が鋭い指向性を持っていて、指向性を考えるとこうなるとか、遮蔽の部分を考慮して、解析の影響まで考えているのでこうなるとかという説明だったら分かるが、かなり高度なところまでやっているのかどうかを確認していただきたいということで、これについて前回は回答しております。仮囲いには開口部があるため、建設機械ごとに、その位置により仮囲いによる遮蔽効果の有無が異なる。こうした建設機械の発生音の重ね合わせによりコンター図が複雑な分布となっているということです。なお、建設機械の発生音については、指向性は考慮していないという回答でございました。

続いて、「土壌汚染」の2番でございます。封じ込め槽のことについての質疑応答です。20数年前の封じ込め槽はコンクリートの劣化が懸念されるということに対して、現状では地下水で調査しているので問題ないという回答だということなのですが、これについて、土壌試料調査地点1、2、4、5のあたりに汚染土壌が埋まっている影響を確認するときに、①の調査地点だけでは十分な確認ができない。長期的な影響もしくは今回の工事の影響を見るという意味では、工事期間中の封じ込め槽の四方または地下水流動方向の下流側とか、その辺のモニタリングを強化していくことが重要であるという指摘について、回答としましては、前回、封じ込め槽が存在する帯水層は西から東に流れているため、調査地点は適切であると考え、また、工事中については地下水のモニタリングを行っていくという回答をそこで頂いております。

次に、「地盤・水循環」の1番のところでは指摘をしております。SMWの深度を50mぐらいにするということだが、50mの設定の根拠について、特に掘削や揚水するのであれば深度との関係を教えていただきたいということに対して事業者側からの回答が、SMWの深さを50mと

設定しているが、難透水層まで SMW を入れ遮水するという想定ではなく、掘削に伴う土圧から算出したものであるという回答をしております。さらにそこで質疑応答が続きます、SMW の設置深度が、区画内でどのような地下水対策を行うのかということを書いていたかないと妥当性が評価できないので、被圧地下水の地下水位は高いということであれば、地下水面は下げる措置が必要だと思うが、いかがかということに対して、回答としましては、必要に応じてディープウェル及びリチャージウェル等を設置し、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止するという回答をしております。

次に、前回のところで回答している案件としましては、9 ページでございますが、「自然との触れ合い活動の場」の 1 番でございます。ここには、委員からは、工事が令和 4 年から令和 11 年までとかなり長い期間が想定されるということなので、工事完了時に緩衝緑地を再整備するようだが、工事期間中、全て使えないという形でよいのかどうかというような指摘がございました。これに対しては、2 回目のときに回答を事業者からしております。工事の施行中については、敷地が狭隘であるため、安全確保の観点から開放は困難だということです。計画施設の具体的な緩衝緑地の仕様については、今後、工事の施工者が決定した後、引き続き地域住民の憩いの場として利用していただくように、関係機関と協議をして決定していくという回答が前回ございました。

次のページでございますが、「自然との触れ合い活動の場」の 2 番でございます。緩衝緑地は、当初は熱量や騒音、無骨な工事を見えなくするという目的でつくられたと思うが、現在は工場の性能が上がっているので、もう少し自然との触れ合いの部分強化したことが考えられないだろうか。質的な問題など、目的を持って整備していただきたい。さらに、竣工が 8 年後となると、ライフスタイルも変わり、緑地のつくり方についても変わってきていると思う。量的な基準ではなく、生態系ネットワークあるいは生物多様性、その辺の観点からももう少し内容を検討していただきたいということでございました。この回答については、前のページの「自然との触れ合い活動の場」の 1 番で回答した内容と同じであるという回答でございました。

次に、飛びまして 12 ページになります。「温室効果ガス」の 1 番でございますが、温室効果ガスの排出削減量が 12%程度というところは、ゼロエミ戦略にのっとったものではないと思うので、このあたりもう少し御尽力いただきたいということについて、前回は、回答としまして、計画施設における温室効果ガス排出量のうち、ごみ焼却に伴う排出量が 9 割を占め、電力等のエネルギー使用に伴う排出量は 1 割程度でございますということと、当組合は、ご

みを安全かつ衛生的に処理することが第一の目的。と同時に、ごみ発電及び外部への熱供給により熱エネルギーを有効利用していますということです。計画施設では、ごみ発電の発電効率が上がるとともに、高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入し、温室効果ガスの削減に努めるという回答でございました。

次に、「温室効果ガス」の2番。電力消費量についてのことでございます。電力消費量が、ごみ処理発電と比べて、稼働すると電力を外から供給する必要はないという理解でよいだろうかということの説明していただきたいということで、前回の回答は、清掃工場は一旦稼働すると、外部から電力を供給する必要はなく、ごみ発電で所内で使用する電力を全て賅っているということです。さらに、余剰電力については電気事業者に売却し、二酸化炭素排出係数の低い電力として、温室効果ガス排出量の削減に寄与しているという回答でございます。

次に、「温室効果ガス」の4番でございます。6.1.7の最後のほうで、「低炭素（低燃費）性能を満たした車両を極力使用します」とあるが、「極力」という表現は曖昧なので、なるべく数値化していただきたいということについて、回答として、一部車両については性能を満たせない車両があるが、基本的に低炭素性能を満たす車両を使用するという回答でございました。

前回の質疑に対する回答を御紹介させていただきました。

次に、前回の質疑において回答が保留等になった事項について、事業者から説明していただきたいと思います。事業者の方、よろしく申し上げます。

○事業者 清掃一部事務組合、事業者から回答させていただきます。

まず3ページ、「大気汚染」の3番。法律では水銀濃度の測定記録保存の実施ということが規定されているので、環境上の対応として評価書には記述しておいていただきたいという質問に対してでございますが、回答といたしましては、煙突排出ガス中の水銀濃度については、既存施設においても、大気汚染防止法等関連法令に基づき測定・記録を行っています。計画施設においても同様の運用を行っていきたいと考えております。

続きまして、7ページ目になります。「地盤・水循環」の2番になります。2番の下の部分です。工区内の地下水位対策についてほとんど言及がないので、より具体的に揚水の内容を記載した上で環境保全の措置を示すべきである。住宅地に近接していて、軟弱地盤の掘削も伴うため、慎重な検討をお願いしたいという質問に対してでございますが、回答といたしましては、頂いた御意見を基に評価書にて記載したいと考えております。

引き続いて、同じページの「地盤・水循環」の3番でございます。前回の工事の際の経験なども効果的に活用するとよいという質問に対してでございますが、回答といたしましては、実際の工事に当たっては、前回の工事の経験などを踏まえて、適切な施工方法を採用していきたいと考えております。

引き続きまして、「廃棄物・大気汚染」の3番でございます。10ページから11ページにかけてでございます。11ページ目のほうで、ダイオキシン対策について、しっかりとやっているということを評価書では追記してほしいという質問に対してでございますが、回答といたしましては、評価書案37ページに、解体工事時のダイオキシン類曝露防止対策について記載しております。

引き続きですが、13ページ目になります。「温室効果ガス」の7、8、9の3つの項目に対してでございます。特に9番目の、「地域脱炭素ロードマップ」でCCS、CCUS付の廃棄物処理施設の実証というものが上がっているのです、23区事務組合としても、いずれかの施設で脱炭素化に挑戦していただいてもよいのではないかとといったような御質問等を頂きましたが、回答といたしましては、「地域脱炭素ロードマップ」において、廃棄物処理施設は地域のエネルギーセンターとして位置づけられていることから、引き続き、ごみ発電の発電効率の向上に努めるとともに、CCS~~▲~~、CCUS等最新技術の動向についても注視し、温室効果ガスの排出量削減に努めていくというふうに考えております。

回答については以上でございます。

すみません、1つ回答が抜けておりました。もう1点だけよろしいでしょうか。ページですと5ページ目になります。「土壌汚染」の3番です。申し訳ありません。地下水が西から東に流れているので、四角印の①に確認の井戸を設けるということですが、20m×30mの層に対して、この1ポイントだけで評価するというのは、一般的な土壌、地下水汚染の評価ではなかなか難しい。2本ぐらい下流側に必要と思うので、土壌・地下水部署と相談の上、適切なポイントを検討いただきたい。引き続き次のページに行きまして、評価書では「今後適切なポイントも協議していきます」というような表現としてほしいということでございますが、回答といたしましては、評価書において上記の内容を記載するというようなことを考えております。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○宮越部会長代理 ありがとうございます。

では、ただいま事務局と事業者からご説明いただいた前回の質疑応答について御意見や修

正等がございましたら、お願いいたします。事業者の方への質問は、この後に別で時間を設けますので、まず前回の質疑応答についての御意見や御修正点等をお願いします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊でございます。御説明ありがとうございます。

今御説明があった温室効果ガスの部分について、質問ではなくて確認なのですが、7、8、9について、「CCS・CCUS等最新技術の動向についても注視し、温室効果ガスの排出量削減に努めていく」という表現にされるということは、たしか柳委員から、「地域脱炭素ロードマップ」でCCS・CCUS付の廃棄物処理施設の実証というものが上がっているのですが、どこかで挑戦してもよいのではないかと御発言があったと思うのですが、特に最初からCCSやCCUSの実証施設になるということはずらずに、今後例えばコストが下がって行って、商業化されていくというか、十分に費用対効果があるということになれば、後づけで導入されることを考える、他の新技術も含めてという趣旨だというふうに理解してよろしいですか。

○宮越部会長代理 事業者の方、お願いします。

○事業者 それでは、事業者からお答えいたします。ここでの回答につきましては、今回の北清掃工場という点における見解でございます。今後、先生がおっしゃるようなコストダウンで十分採算が見込めるようなものであれば、今後の建替事業において導入も検討の一つに入ってくるのではないかなと考えております。事業者からは以上です。

○渡邊委員 そうすると、もう一度確認ですけれども、北清掃工場においては、少なくとも建設の時点においては、前回お示しした12%程度の削減を超えるような削減を保証する、そういう対策は導入せずに、今後の技術の動向を見た上で、後づけで何か対策を行われる、そういう理解でよろしいですか。

ごめんなさい、もう1点。この方向でよいのかということで、東京都もそれでよいということでもよろしいですか。

○宮越部会長代理 東京都のお考え、事務局、いかがでしょうか。その後、事業者の方からの回答ですかね。

○下間アセスメント担当課長 事務局でございます。今のところ、温室効果ガスについて事業者から回答いただいて、これに対して、まず東京都で何か特別にこれ以上指摘をすとかというような考えはありませんが、今後の動向についてはまた検討していく必要はあるかとは思いますが、現時点では事業者の回答を一旦受け止めさせていただいております。

○宮越部会長代理 では、事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 それでは、事業者から回答いたします。ロードマップの中におきましても、まだ実証段階というところもございますので、今後の動向を見極めながら、後づけというところもできるかどうかというところも含めまして考えていきたいと思っております。以上でございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。これは多分、前回は申し上げましたけれども、一事業者の話ではないと思いますけれども、12%しか削減しないままで2050年までということになると、明らかにネットゼロを達成できない、あるいはほかのところで植林等をしなければいけないということになりますので、ここは絶対に排出しなければごみ処理していただけない状況に今あるわけですから、特に事業者に何か求めるつもりはないのですけれども、政策のほうでよくお考えいただいて、ごみ処理と発電とかプロセスエミッションとか、どこで排出を削減して、どこで残していくのかということも2050年に向けてロードマップでお考えいただければいいと思います。環境影響評価でこれ以上申し上げるつもりはないので、以上です。

○宮越部会長代理 渡邊委員、まず今のコメントに対して回答は必要でしょうか。事務局に回答を求めたほうがよろしいですか。

○渡邊委員 そうですね。事務局には一応聞いていただけますか。

○宮越部会長代理 分かりました。では事務局、お願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局では、今後、温室効果ガスについては、当然ゼロエミッション戦略というものも念頭に置いて考えていかなければいけないところではございますので、今後の検討課題とさせていただきます。以上です。

○宮越部会長代理 渡邊委員、よろしいでしょうか。

○渡邊委員 2050年ゼロエミッション、絵に描いた餅にならないように。これは多分事業者の問題ではないと思いますので、政策のほうでよろしく願いいたします。以上です。

○宮越部会長代理 では、ほかに御意見や御質問、前回の質疑応答についてのものですが、ありませんでしょうか。

○柳会長 今のところですが、9で言っている実証というところの話なのですが、先ほど事業者の方が、実証段階なのでということをおっしゃったけれども、その実証段階という意味合いをどのように捉えておられるのか確認したいと思います。単なる実験段階とか、まだ不確実性があるとか、そういう意味で使っているわけではないですね。実際に

佐賀市ではもう稼働して、実績を上げているわけですよ。25年ぐらいすると経費的にもとんとんとなるというふうに、今の技術でも十分機能しているということですよ。ですから、実証という捉え方をどういうふうにされているのか。実験段階だ、日本ではまだそういうのが定着していないのだというふうな認識であれば、それは大きな過ちではないかなと私は思っております。その点、事業者の方に確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○宮越部会長代理 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 それでは、事業者からお答えいたします。ここで実証というところなのですけれども、実験段階というふうに捉えているわけではなくて、北清掃工場においてはCCSといった仕組みを取り入れるというところはちょっと難しいのかなというところがございます。今後、CCS、CCUSにつきまして、可能性というところももうちょっとはっきりしてくれば、今後の建て替えの検討の選択肢の中の一つに入るのではないかと考えた考えを持っております。以上でございます。

○宮越部会長代理 柳会長、いかがでしょうか。

○柳会長 状況はよく分かってはいるわけですけれども、東京都内において火力の大きな熱の発生源といいますか、これは清掃工場だけなのですよ。東京都の中にはほかに火力発電所というのはありませんので、この23区の一部事務組合が持っている施設、それが大きな発生源であるということで、将来的にはそこがターゲットになっていくということがありますので、その点十分事業者として自覚していただいて、取組を深めていただく努力をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○宮越部会長代理 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 事業者から回答いたします。現状、それからこれからの状況も踏まえまして、十分検討していきたいと思っております。以上でございます。

○宮越部会長代理 柳会長、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、結構です。ありがとうございました。

○宮越部会長代理 ほかに御意見や修正等ございませんでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、事業者の方との質疑応答を行うことにいたします。

まず、御欠席されている委員の方から、事務局でコメントなどを預かっていますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局でございます。欠席されている委員からコメント等は預かっておりません。以上です。

○宮越部会長代理 では次に、前回御欠席されました袖野委員、御質問や御意見等はございますでしょうか。

○袖野委員 ありがとうございます。大気のところで1点質問なのですが、水銀の濃度をお示しいただいているのですけれども、評価書案ですと127ページですかね。排出濃度を大防法の基準の $30\mu\text{g}$ を基に計算されているということで、実際には水銀はコンスタントに出るわけではなくて、何か混入があったときにピークという形ですごく高い値が出るので、実際のところ、これまで稼働してきていて、どのような状況になっているのかをお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長代理 では、事業者の方、お願いいたします。

○事業者 それでは、事業者から回答いたします。基本的には、排出濃度を超えるといったようなことはございませんが、万が一超えた場合にも適切に対応していくといったようなことを考えております。以上でございます。

○宮越部会長代理 袖野委員、よろしいでしょうか。

○袖野委員 御説明ありがとうございます。ということは、これまで稼働してきていて、基準値を超えて排出されたことはないということでよろしいでしょうか。

○宮越部会長代理 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 すみません、その御質問につきましては、持ち帰りさせていただいて回答という形でさせていただけないでしょうか。以上です。

○袖野委員 承知しました。

今、適切に対応されるというふうにおっしゃっておられましたけれども、なかなか混入の話は防止するのも施設側では難しいところもあるかと思いますので、どういった対応をするのかという点も文章として書いておかれるのがよろしいのではないかなと思いました。

以上になります。

○宮越部会長代理 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 事業者から回答いたします。先生の御意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○宮越部会長代理 袖野委員、よろしいでしょうか。

○袖野委員 はい。ありがとうございます。

○宮越部会長代理 では、ほかに御意見や御質問。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 今回の袖野先生の御質問に関連してですけれども、私が知っている範囲だと、そもそもでは昔から水銀の基準を自主的に定めていて、法律の基準とは値が違い、また、ガス状水銀だけだとしていると思うのですけれども、以前、世田谷清掃工場とかでは、水銀が自主的な基準値を超えて、止めて清掃して再稼働するというようなことをホームページでたしか公開していたと思いますので、そのような対応をしっかりと取られているのではないかなというふうに認識しています。以上、私の知る範囲での補足での情報提供です。以上です。

○宮越部会長代理 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 事業者から回答いたします。先生のおっしゃられるとおり、ほかの工場でそういった事実はございます。そういったときも適切に対応して、再稼働させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○宮越部会長代理 池本委員、よろしいでしょうか。

○池本委員 はい、よろしいです。

○宮越部会長代理 では、ほかに御意見や御質問等がありましたら、お願いいたします。

事務局、確認させていただきたいことがあるのですけれども、スケジュールでは、今回が3回目で、次回は総括審議と記憶しています。だから、質問するのは今回が最後ということになりますか。

○下間アセスメント担当課長 事務局です。総括審議の時点でも、前回の部分については、質疑応答は時間としてはあります。ただ、今回で3回目ですので、次の総括審議に向けての審議ということで、ここで特に次の総括審議に挙げる項目の件については、意見があればぜひ出していただきたいと考えております。以上です。

○宮越部会長代理 ありがとうございます。

では、今回のうちに挙げるのが望ましいということですので、委員の方の御質問、御意見等ありましたら、可能な限り今回挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○柳会長 この清掃工場の排水処理のフローの中で、構内道路の雨水については、雨水流出の抑制槽からそのまま下水道に排出されるということで、構内の清掃が十分にされていない場合に、搬入車両から出てきた、または処理場から出てくる大気中のダイオキシンとかが入り込んでしまっていて、外に出ていってしまうというようなことが過去に何度か23区の清掃工場の施設であって、それで問題になったことがあったと思いますけれども、そういうことで多分、下水道に出たときに、プラント排水のほかにも併せて計測するというようなことをやっておられると思いますけれども、そういう意味で、場内の清掃が適切に定期的にされ

ていくということは確保されているのかどうか、その点ちょっと心配になって、質問させていただきました。

○宮越部会長代理 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 初期雨水の段階ですと、汚水処理の施設に送りまして、処理後、下水道へ放流しております。初期雨水以外の雨水につきましては、雨水の流出抑制槽に貯留した後に下水道へ放流するといったような形を取っております。清掃の水につきましても適切に処理をしているところでございます。回答は以上でございます。

○宮越部会長代理 柳会長、いかがでしょうか。

○柳会長 今の御回答だと、構内道路の清掃は、雨水については初期雨水として汚水槽に入れてから処理して下水道のほうに流れるということで理解してよろしいのでしょうか。

○宮越部会長代理 事業者の方、お願いいたします。

○事業者 事業者からお答えいたします。構内の清掃につきましては、定期的に散水車を使って清掃しております。そこでの処理ということで、そのフロー図のとおりの処理というふうになっております。その後で雨が降った場合にはということで、先ほどの説明というような形になります。事業者からは以上です。

○柳会長 今のお答えだと、構内清掃時の散水車による雨水については全て汚水槽に行くという理解でよろしいということなののでしょうか。それとも、雨水流出抑制槽のほうにそれは流れていくということなののでしょうか。

○事業者 事業者からお答えします。全て散水車の水につきましては汚水処理の槽に送られるというふうにお考えいただければと思います。以上です。

○柳会長 分かりました。ありがとうございます。

○宮越部会長代理 柳会長、ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見等はございますでしょうか。

では、御質問がほかの方ないようですので、私から1点お伺いしたいことがあります。土壌と水循環に関することなのですが、前回の質問の回答と関係している部分なのですが、封じ込め槽を含む浅いところの地下水、不圧地下水について、この地下水位については観測井戸の①が封じ込め槽の下流側に位置するというので御説明いただいたと思います。これは地下水の水位を監視するための井戸だと思うのですが、そのほか、水質についても監視するというのが、回答か、もしくは評価書案に書かれていたと思うのですが、水質の監視についてはどのように行う予定ですか。観測井の①において行う予定である

か、ほかに井戸を設置する予定であるのかというのを教えていただきたかったのですが、事業者の方、お願いいたします。

○事業者 それでは、事業者からお答えします。観測につきましては、その井戸で今のところ考えております。ただ、工事期間中に必要が出てくるようであれば、関係機関と協議をして対応を考えていくというふうに考えております。以上でございます。

○宮越部会長代理 地下水の流れの観測と水質の観測というのはタイムラグがあって、同じ井戸で対応するのは、この状況だと難しいと思います。というのは、どこかに流速について見積りが書いてあったと思います。どのように測定された流速か分かりませんが、そのほか、動水勾配と透水係数から見積もれるような見かけの流速を考えても、流速は極めて遅いと思います。このような状況で観測井と封じ込め槽の距離が離れている場合、地下水の水位であれば応答はいいと思うのですけれども、水質については、何か問題が生じてから少し離れたところの井戸で検出するのに、流速を考えるとかなりのタイムラグが生じてしまいますよね。その点はどのようにお考えでしょうか。なかなか①だけで対応するのは既に難しいと思うのですけれども。事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 事業者からお答えします。確かに先生のおっしゃるような状況がというところはあるのですが、今現在、我々としては、この観測地点を原則として考えております。何かございましたら関係機関と協議をしてというところで考えております。以上でございます。

○宮越部会長代理 御回答は分かりました。ただ、おそらくこれは年当たり1mとか、そういった遅い流速になると思うのですけれども、そういった場合、単純に考えて——もちろん、物質の移行って、地下水の流れに乗るような移流だけではないとは思いますが、年当たり1mの移動距離で、単純に数メートル離れていたら、その数メートル分の時差が発生してしまいますよね。ですから、地下水の流れの観測と、この場合の汚染の監視というのは分けて考えるべきなのではないかと思います。これはコメントとしてお伝えしますので、どこかに、水質の監視については別途協議の上、井戸を設置するような回答もあったと思いますので、その際にはぜひこういったタイムラグについても御検討いただいて、適切な水質の観測用の井戸の配置をぜひ御検討いただきたいと思います。事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 事業者から回答いたします。十分先生のおっしゃることを受けまして、こちらで検討させていただきます。ありがとうございます。

○宮越部会長代理 では、ほかに御意見等——池本委員、お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。今、図面でちょうど出ているのですけれども、私、廃

棄物の観点から全覆いテントの質問をさせていただいて、だんだんそれから大気の粉じんの話へと話が移行してしまっていて恐縮なのですが、解体工事中の粉じん対策とかが、住居が密接している状況なのでちょっと心配だなというので、この図面の下のほうに、たしかイオンさんだったと思うのですが、解体していて、その状況とかも分かると思いますので、もし聞けるようでしたら、その解体工事などで発生していた苦情とかも参考にしながら、苦情をされた方には、またかという形になりかねないので、そういったことを防止できるような形で配慮してやっていただけたらなと。特に最近、風が強い日とかが、主観ですけれども多いようにも感じているので、安全側でやっていただけたらいいのかなというのを心配としてコメントさせていただきました。以上です。

○宮越部会長代理 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 事業者から回答いたします。先生の意見を踏まえまして、十分に対策を行って工事を進めていく考えでおります。以上でございます。

○宮越部会長代理 池本委員、よろしいでしょうか。

○池本委員 はい。ありがとうございます。

○保高委員 今、宮越委員からお話があったとおり、前回の審議のときには環境局の土壤環境課ですかね、化学物質管理課と相談するみたいなことも含めて水質の観測井戸の部分について検討するという回答だったと僕は理解しています。一方で、今、宮越委員の回答を聞くと、水質用の井戸は設置しない、現状のままいきますという回答だったので、それでは不十分だということには変わりがないと思います。

一般的に私、土壤・地下水汚染のサイトをたくさん見ていますけれども、このような位置、①の設置と③の場所でモニタリングできるかということで問われたときに、我々有識者は、モニタリングできないというような回答になります。それは、宮越委員がおっしゃるように、水質の流速と流向というのが正確に分かっていない場合においては、下流側というポイントに関して、①のポイントで押さえられる範囲というのは、多分 3m×5m ぐらいの範囲しか押さえられないという状況になります。なので、この南側のところから漏れいしている場合、①のところの下側から漏れいしている地下水流動であれば、①のポイントもしくは③のポイントでも汚染は確認できないということになります。これは多分、土壤・地下水汚染の専門家が見たら皆同じようなことを申し上げると思いますし、そういったことで、住民の方々からこの部分に関する懸念という声がかなり上がっているという視点から、本当にこのポイントでモニタリングができるかと聞かれたら、私もしくは宮越委員は多分、これではちょっと難

しいという回答になってくる。それに対して事業者のほうがどう対応するかということをもまた検討して御回答いただきたいと思っております。これは次回の総括審議に対する申し送りでも十分だと思えます。

以上です。

○宮越部会長代理 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 事業者から回答いたします。関係機関と協議するなど検討いたしまして、回答させていただければと存じます。以上でございます。

○宮越部会長代理 保高委員、よろしいでしょうか。

○保高委員 はい。よろしく申し上げます。

○宮越部会長代理 では、ほかに御意見や御質問等ありましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

今回の評価書案では、環境影響評価の項目として、「大気汚染」、「悪臭」、「騒音・振動」、「土壌汚染」、「地盤」、「水循環」、「日影」、「電波障害」、「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「廃棄物」、「温室効果ガス」が挙げられています。これらの項目について、全て御質問や御意見等なされておりますでしょうか。もしありましたら、可能な限りこの場でお願いいたします。——よろしいでしょうか。

では、御質問や御意見、特にもうないようですので、これで質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございました。

(事業者退室)

○宮越部会長代理 それでは、以上の議論を踏まえて、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思えます。委員の皆様からの御提案をお願いいたします。いかがでしょうか。

○保高委員 先ほどの宮越委員と私のコメントにあったとおり、土壌汚染に関しては積み残しの部分があると思うので、そこを審議事項に入れていただくのがいいかなと思っております。以上です。

○宮越部会長代理 ありがとうございます。今質問が出ている項目の番号で言うと、「土壌汚染」の3番になりますか。

○保高委員 そうですね。3番、あとはその後とも関連しますけれども、基本的には3番に収れんされるという意味でよろしいかなと思えます。

○宮越部会長代理 分かりました。

ほかの委員の方から御意見等をお願いいたします。

○宗方委員 「景観」の1です。先ほどの土壤汚染とかほど深刻なものではないのですけれども、今回の事例は、単純に更地に新しいものが建って圧迫感という意味での景観ではなくて、既に景観百選に認められていて、地域にとっての重要な資源になっているということに基づいて、これが新たにどう変わるかということは明確にしておいたほうが良いと思いますので、ぜひ総括審議のときに挙げていただければと思います。以上です。

○宮越部会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見等お願いします。

○渡邊委員 先ほども申し上げていた温室効果ガスの件なのですけれども、柳先生からも御指摘がありましたように、7、8、9のところの事業者さんからの回答のところなのですけれども、今見ると、「最新技術の動向についても注視し、温室効果ガスの排出量削減に努めていく」とあるのですが、これはまた事務局でも御検討いただきたいと思うのですけれども、「2050年ゼロエミッションに向けて削減に努めていく」とか、「ゼロエミッション達成に向けて」とか、そういう言葉を入れていただいて、現時点ではなくても、何らかの形で削減をする技術を後づけで入れていただけるような、そういう文言にさせていただくことをもう一度御審議いただければと思います。

○宮越部会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

○池本委員 番号には入っていないのですけれども、先ほどコメントさせていただいた工事中の周辺への粉じん対策とか、書かれてはいるのですけれども、周りの方も心配されているような気がしますので、しっかりとやっていただきたいという意味で、取り上げていただけるとありがたいなと思っています。以上です。

○宮越部会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

では、私からなのですけれども、地盤・水循環に関しまして、今回、環境保全の措置として幾つか対策が挙げられていて、そのもの自体は妥当だと考えるのですけれども、ただ、根本的にどのような地下水の揚水を行うのか、そういうことが書いてないので、それには言及させていただいたほうが妥当性の評価というので重要だと思いました。この点で、「地盤・水循環」の2番を残していただきたいと考えています。

では、ほかに御意見等ございますでしょうか。

今、委員の皆様から挙げていただきましたのは、「景観」の1番、「土壌汚染」の3番、「温室効果ガス」の7番から9番、「地盤・水循環」の2番、そのほか、本日、池本委員から質問事項として挙げていただきました工事中の粉じん対策について、この5点になります。この5点を次回の総括審議の候補として挙げていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、これら5つを候補とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ほかに御意見等ございますでしょうか。

では、皆様から御意見がないようですので、今の5点について次回の総括審議事項の候補とさせていただきたいと思います。各審議案件に関しては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思います。最終的な案へ向けては部会長に一任させていただければと思います。

そのほか御意見等ございますでしょうか。お願いいたします。——ありがとうございます。

では、特に御意見がないようですので、本日これで審議は終了したいと思います。

○宮越部会長代理 では、本日予定していました審議は全て終了しました。ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで本日の第二部会を終了します。事務局、終了してよろしいでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 お願いします。

○宮越部会長代理 では、これで本日の第二部会を終了させていただきたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

では、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午後2時40分閉会)